

# 長岡地域

長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町

# 合併協議会だより

第5号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局



## 第5回合併協議会開催 「定数特例」に決定！

5月28日に、長岡市のパストラル長岡において、第5回長岡地域合併協議会（以下「協議会」という）を開催しました。

まず、報告事項として、第3回新市建設設計画策定小委員会の内容の報告を行いました。

協議事項では、議会の議員の定数について提案しました。6市町村議会においても方針が一致したこともあり、協議の結果、「定数特例」を適用することに決定しました（現在の6市町村議会の議員数117人を合併後40人にします）。任期については、次回以降に協議します。

5月25日には、長岡市役所で第3回新市建設設計画策定小委員会（以下「小委員会」という）を開催し、第2回小委員会に引き続き、計画書（素案）の序章から第3章までの内容を審議しました。小委員会委員からは「地域経営では市民と行政の役割の考え方を明確にした方がよい」などの重要な意見もありました。

審議の結果としては、任意合併協議会で決まった「新市将来構想」の4つの「地域らしさ価値」や「重点実施議案」の取り組みが実現するため、新市への期待感が高まっています。

5月25日には、長岡市役所で第3回新市建設設計画策定小委員会（以下「小委員会」という）を開催し、第2回小委員会に引き続き、計画書（素案）の序章から第3章までの内容を審議しました。小委員会委員からは「地域経営では市民と行政の役割の考え方を明確にした方がよい」などの重要な意見もありました。

建設計画に登載する事業を「戦略的事業、生活基盤整備事業、合併に伴い必要となる事業」の3つに区分して、戦略的事業の中から合併後3年程度までに着手でき、皆さんの新市に対する期待感・達成感を醸成できるものをリーディングプロジェクトとしました。

### 報告事項

報告第16号  
第3回新市建設設計画策定小委員会

### 第5回長岡地域合併協議会の内容

#### 報告事項

報告第16号：第3回新市建設設計画策定小委員会

#### 協議事項

議案第32号：平成15年度長岡地域合併協議会決算

議案第33号：議会の議員の定数及び任期の取扱い

議案第34号：各種事務事業の取扱い（その4）

### 建設計画の事業区分の設定

#### ① 戰略的事業：根幹事業の中核

##### 新市将来構想の実現に向けた事業

将来構想の地域らしさ価値（プランディング価値）を高めるために、市民・行政が一体となって進めていくべき事業

リーディングプロジェクト：期待感・達成感

#### ② 生活基盤整備（ナショナルミニマム）事業：安心感

##### 安定したまちづくりのための事業

社会基盤の水準が低い地域が存在することは、新市全体での一体感を失うことにもつながることから、新市全体の安定、住民の生活に対する安心感を高めるための、都市として必要最低限と判断される社会基盤整備事業

#### ③ 合併に伴い必要となる事業：一体感

##### まちづくりへの一体感を醸成する事業

新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上を図るために、一体感醸成・効率化・統廃合に資する事業

#### リーディングプロジェクトとは

合併後3年程度までに着手（一定の成果を得る）、実現でき、新市民の達成感が得られ、「新市としてやっていくける」という期待感を醸成するハード・ソフト事業と定義します。

（新市民と行政が新市を実感し、アピールできる事業）

地域らしさ価値 2

## 元気に満ちた米産地

重点実現項目	戦略方針
「新ながおか元気印ブランド」の創造による「食の付加価値」の確立	「元気印=健康とおいしさ」という長岡農産物のブランド力を支える農家・生産組織の意識喚起や、土づくり活動などの推進を図る 長岡特産農産物の「元気印=健康とおいしさ」というブランド力の強化活動を行う
おいしさと安全・健康をキーワードとする「新ながおか料理」の発信	地元食材を活用した長岡でしか味わえない新しい郷土料理や健康メニュー、特産品の開発を行う 地産地消などを体系化し、安全・健康食材生産地域としての“ながおか”を発信する
豊が舞い、人の豊かな暮らしが展開する「食」農のユートピアを生み出す	潜在的地域資源の宝庫である農村や中山間地域に対する意識の醸成と、農産物生産の人材ネットワーク形成を図る 大都市圏からの来訪者受け入れ体制を整備し、来訪者を含めた地域全体で進める環境・景観保全活動の仕組みづくりを行う



新市建設計画策定小委員会のようす

地域らしさ価値 4

## 世界をつなぐ和らぎ交流都市

重点実現項目	戦略方針
地域資源を活用した新ながおかコンベンション・シティの創設	新市の伝統や地域資源を活用した特色あるふれあい交流活動を追求する 民間活力や様々な人材を活かしたコンベンションの仕組みを強化する
すべての市民が「新ながおか親善大使」	住民の地域に対する愛着・意識形成と、それに基づく市民レベルの交流の活性化を促進する 青少年活動を通じ“NAGAOKA”を発信する
「暮らしたい」「働きたい」「遊びたい」・魅力あるまちを目指す	にぎわいを創出するための柔軟なまちづくりの仕組みを開発する（市民活力を誘発する社会資本整備） 市民参画による地域資源を活用した市民が愛着と誇りを持てる景観形成の仕組みづくりを行う

新市将来構想では住民の思いや期待、長岡地域の特色ある地域資源（地域の強み）から新市の住民（市民）が共有していく「地域らしさ価値」に対応した戦略方針を作成し、「重点実現項目」が策定されました。この戦略方針は、市民と行政が一体となって新市の「地域らしさ価値」を高めていくために、まず取組んでいくべき『まちづくりの重要な指針』といえます。

新市建設計画に登載する事業の選定に先立ち、各分科会で分野ごとの「地域らしさ価値」に対応した戦略方針を作成し、「重点実現項目」別に「戦略方針」を検討しました。この戦略方針は、市民と行政が一体となつて新市の「地域らしさ価値」を高めていくために、まず取組んでいくべき『まちづくりの重要な指針』といえます。

戦略方針

地域らしさ価値 1

## 独創企業が生まれ育つ都市

重点実現項目	戦略方針
新ながおかが誇る技と人をネットワークする匠の国を創り上げる	行政が関連団体とのコーディネート役を行い、「技術」「人材」等のネットワークを構築する 新技術や高付加価値製品の開発につながる機会創出や環境整備を行う 高速大容量情報通信網の強化など、産業地域としてのインセンティブを高める インセンティブ：誘因、目標達成のための刺激
新しいビジネスモデルでmade in NAGAOKAの魅力を世界に発信する	ビジネスモデル開発を促進するための行政の支援機能の発揮と、産学連携などの体制整備を図る 価値創造型産業都市“NAGAOKA”としてのプロモーション活動の推進を図る
市民チャレンジャーの成功と雇用を支える新たな起業促進の風をおこす	ベンチャー企業やNPOなどを含む新たな雇用を創出する起業者への支援強化を促進する
未来のエジソンを生む人材教育・人材育成の推進	「自分探し」を模索できる機会を提供し、開拓者精神と自立心の醸成を図る人材教育（アントレプレナー教育など）の仕組みづくりを行う アントレプレナー：起業家精神の持ち主 再学習機会の創出など、どの年代層からでも産業革新に貢献できる人材を育成する社会システムを構築する

## 「地域らしさ価値」を高める戦略方針

地域らしさ価値 3

## 世代がつながる安住都市

重点実現項目	戦略方針
「生きる楽しみ」「育つ喜び」が実感できる生活環境の創出	市民の声や想いを集め仕組みや地域社会などの情報収集・情報交換の仕組みを確立する 市民と行政の協働運営によるコミュニティの創出・育成を図る
「元気に老いる」熟年力を活かしたまちづくりの推進	コミュニティスポーツや介護予防の推進など、元気に老いるために社会人が健康づくりをやすい環境を整備する 熟年層からの職業意識形成や熟年の経験を活かした活動場所づくりなどによる高齢者ライフの活性化を図る
地球を想う「未来人」育成・発信地域の創出	小・中学生の才能を地域で伸ばす仕組みづくりと活動を強化する 若年層の豊かな発想を社会に反映させる仕組みづくりを行う 伝統文化を継承・発信し、未来人を育てる文教都市づくりを推進する
「子育て・教育」の分野で日本のモデル地域となる「21世紀の米百俵プログラム」の開発・推進	米百俵の精神に基づく地域住民による地域学校教育プログラムの開発と実践を行う 「21世紀米百俵プログラム」＝学校と地域でつくるコミュニケーション（話し合い）教育プログラムの開発 安全・安心な子育てを追求する環境づくりを行う

### 定数の算出方法

(単位 人)

区分	平成12年国勢調査人口	定数
長岡市	193,414	33
中之島町	12,804	2
越路町	14,271	2
三島町	7,618	1
山古志村	2,222	1
小国町	7,389	1
合 計	237,718	40

旧町村ごとの定数 = 長岡市の定数 × (編入される市町村の人口 / 長岡市の人口)  
端数は四捨五入し、1未満は1とする

編入される町村の区域に選挙区を設けるものとし、各選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとなります。

中之島選挙区	2人
越路選挙区	2人
三島選挙区	1人
山古志選挙区	1人
小国選挙区	1人

議案の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する

法律第6条第2項に規定する定数特別を適用する。  
議会の議員の定数及び任期の取扱い  
「議会の議員の定数」について次のとおり決定しました。

議案第33号

### 歳入

(単位 円)

款	予算現額(A)	収入済額(B)	比較(A)-(B)
1 分担金及び負担金	28,672,000	19,796,945	8,875,055
2 諸収入	1,000	0	1,000
歳入合計	28,673,000	19,796,945	8,876,055

### 歳出

(単位 円)

款	予算現額(A)	支出済額(B)	比較(A)-(B)
1 会議費	1,630,000	933,278	696,722
2 事業推進費	26,043,000	18,863,667	7,179,333
3 予備費	1,000,000	0	1,000,000
歳出合計	28,673,000	19,796,945	8,876,055

次のとおり認定しました。

議案第32号

平成15年度長岡地域合併協議会決算

協議事項

**6市町村議会合併連絡会(座長:小熊長岡市議会議長)の報告**

前回の協議会で「長岡方式の地域自治」の骨格が決まり、それぞれの地域に十分配慮されたものになつているという考え方から、議員の定数については合併特例法に規定する「定数特例」でいきたい。

**議案第33号での意見・要望**

定数特例をやむを得ず了承するからには、「権限のある強い地域自治組織」として位置づけるべきで、「長岡方式の地域自治」を規則などでなく、条例で規定してほしい。また、地域委員会は単なる附属機関でなく権威のある特別な附属機関として位置付けてほしい。地域固有業務については、地域の要望を十分くみ取り、できるだけ多くの地域固有業務となるよう最大限配慮するとともに、財源も確実に担保してほしい。

**会長(森長岡市長)の答弁**

「長岡方式の地域自治」にある「地域委員会」は、合併特例法に規定されている「地域審議会」と同等の権限を有するものとして前回骨格が決定したと認識している。この「地域委員会」は合併に伴つて設置することのみでなく、面積が拡大していく基礎的な自治体のあり方の中で、地域の特色を生かしていくために、重要な役割を担っている組織であり、單なる附属機関とは考えていません。長岡市長としても、当然「地域委員会」の提案や意見を尊重しなければならないと思っている。

「長岡方式の地域自治」にふさわしい要綱等を検討していく。

**議案第34号での意見・要望**  
各種事務事業の取扱い(その4)  
76項目を協議し、75項目は原案のとおり決定しました。

「在宅高齢者等外出支援事業」は、県が4分の3を補助する事業であり、市町村負担が少ないため、廃止ではなく継続をお願いしたい。

**会長の答弁**

分科会においてもう一度議論し、その結果を次回以降の協議会に提出させていただきたい。

協議の結果、「在宅高齢者等外出支援事業」は継続協議となりました。

**各種事務事業の取扱いで協議された主な事業**

**福祉・保健・医療分科会**

**調整方針 長岡市の計画に統一する。ただし、平成**

17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもつて新市の事業計画として取り扱うものとする。

6市町村のそれぞれの計画の内容が異なるため統一するものです。平成18年度から開始の第3期介護保険事業計画は、平成17年度に新市で策定されることになります。

**痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業**  
調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

要支援、要介護1、要介護2と認定されている痴呆性高齢者を対象に、家族の外出や休息の必要な時間帯に、やすらぎ支援員を派遣し、見守りや話し相手をするものです。長岡市で行っている制度を新市全体に拡大します。

はり・きゅう・マッサージ割引券の支給  
調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、75歳以上の希望者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成するものです。長岡市で行っている制度を新市全体に拡大します。(1回1,000円 年6回)

はり・きゅう・マッサージ割引券の支給  
調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、75歳以上の希望者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成するものです。長岡市で行っている制度を新市全体に拡大します。(1回1,000円 年6回)

**表の見方(主なもの)**

「合併時に統一」	合併する日に制度を統一するものです。
「合併後に統一」	合併する日は各市町村の制度のまま、ある時期から統一するものです。各表の調整方針では、ただし書きでいつから統一するかなどを示しています。
「当分の間現行どおり」	しばらくは各市町村の制度のままとし、時間をかけて統一するものです。
「現行どおり」	それぞれの地域で実施してきた制度を、合併後もそのままその地域ごとに適用して実施するものです。
「市(町村)の制度に統一する。」	現在のそれぞれの市町村の制度を、新市全域において統一して実施するものです。
「市(町村)の制度を基に統一する。」	現在のそれぞれの市町村の制度を基にして、制度を創設し、新市全域において統一して実施するものです。
「合併年度は現行どおり」	合併日は決まっていませんが、平成16年度末までに合併することは確認されています。合併年度の期間は、合併日からその年度末までとなります。
(星マーク)	任意合併協議会での各種事務事業で方針を示した項目です。

任意合併協議会の結果と同様の調整方針です。各市町村では、ごみ処理基本計画に基づくごみの分別収集を行っていますが、分別種類や収集回数などが異なっています。そのため、分別収集方法が最も充実している長岡市の制度に統一します。

長岡市の制度に統一することにより、「ごみの分別が全てとして向上し、これまで以上に「ごみの減量化やりサイクル推進につながります。

任意合併協議会の結果と同様の調整方針です。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。

任意合併協議会の結果と同様に3年から5年を目途に統一することとしましたが、各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設することとしました。金が統一できないため、別途検討する必要があります。

ただし、中之島町及び三島町は給水区域が異なります。たまたま、中之島町及び三島町は供給区間に統一することとしましたが、各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設することとしました。

任意合併協議会では、「適当な期間を経過した後に統一する」となっていましたが、3年から5年を目途に新たに基準を創設することとしました。

現行どおりとなります。中之島町及び三島町は供給区間が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要があります。

#### ○福祉・保健・医療分科会（続き）

各種事務事業	分類	調整方針
37 生きがい対応型デイサービス	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
38 在宅介護支援センター事業	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
39 緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
40 配食サービス事業	"	"
41 養護老人ホーム(措置)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
42 老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)	"	"
43 老人カウンセラーによる相談	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は介護相談員派遣事業等高齢者に関する相談業務全体のなかで対応する。
44 老人住宅資金の貸付	合併時に廃止	廃止する。ただし、既貸付者については現行どおりとする。なお、廃止後は長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度のなかで扱うものとする。
45 在宅高齢者等外出支援事業	継続協議	継続協議
46 入院見舞金	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。
47 軽度生活援助事業	"	"
48 訪問理美容サービス	"	"
49 精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
50 精神障害者デイサービス事業	"	"
51 難病患者の在宅生活支援	"	"
52 精神障害者交通費の助成	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、通院に係る交通費については、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。
53 精神障害者地域交流事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
54 精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
55 精神障害者介護見舞金	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は精神障害者施策の充実に努めるものとする。
56 難病患者の利用者負担金助成	"	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。
57 難病患者の通院費助成	"	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとし、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。

#### ○環境分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 ごみステーション設置補助事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
2 生ごみ処理機器設置補助事業	"	"
3 資源回収奨励事業	"	"
4 ごみの分別収集	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。
5 家庭ごみ処理手数料	"	"
6 事業ごみ処理手数料	"	新たな料金を統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。
7 し尿汲取り手数料	"	"

#### ○水道・ガス分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 水道料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
2 水道の加入金	"	"
3 水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、公営ガス対象地区(越路町)は現行どおりとする。
4 ガス料金	現行どおり	現行どおりとする。
5 ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	"	"

#### ○下水道分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 下水道使用料(農業集落排水事業を含む)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
2 下水道受益者負担金の額	現行どおり	現行どおりとする。
3 下水道受益者負担金の規定	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。
4 処理区域外の下水排除制度(工事負担金)(農業集落排水事業を含む)	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
5 処理区域外の下水排除制度(公共污水ます)(農業集落排水事業を含む)	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、小国町の公費負担については、当分の間現行どおりとする。
6 水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む)	"	長岡市の制度を基に統一する。
7 利子補給制度(農業集落排水事業を含む)	合併時に廃止	廃止する。ただし、既利子補給者については、現行の条件のままとする。なお、廃止後は、水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。

協議会ホームページまたは市役所・町村役場にある閲覧資料をご覧ください。

### 協議会を傍聴しませんか

## 第6回 長岡地域合併協議会

とき 6月16日(水)午後6時30分から  
ところ ホテルニューオータニ長岡(長岡市台町2丁目)  
受付 午後6時から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

### 長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内

電話 39-2260・39-2227(直通)

FAX 39-2254

ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp>  
Eメールアドレス office@nagaoka-gappei.jp